

登園許可証明書

平成30年4月改訂版

社会福祉法人江寿会

アゼリー保育園 園長殿

園児氏名

下記の疾患で平成 年 月 日から療養中のところ、症状が軽快し他児への感染のおそれはないと思われますので、平成 年 月 日から登園してもよいことを証明いたします。

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印

＜保育所における感染症対策ガイドライン・江戸川区感染症治癒証明書参考＞

該当に○	疾患名	登園停止期間（以下の基準に基づき医師が判断）
	インフルエンザ（A・B・不明）	発症後5日をすぎ、かつ解熱後3日をすぎまで
	百日咳	特有の咳がなくなるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで
	麻疹（はしか）	解熱後、3日をすぎまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺のはれが確認できた後5日をすぎ、かつ、全身状態がよくなるまで
	風疹（三日ばしか）	発しんが消えるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	おもな症状がなくなった後、2日をすぎまで
	結核	医師により、感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により、感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	医師により、感染のおそれがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	医師により、感染のおそれがないと認められるまで
	溶連菌感染症	治療開始後24時間以上をすぎ、全身状態がよくなるまで
	伝染性紅斑（りんご病）	発しん以外の症状がなく、全身状態がよくなるまで
	手足口病	解熱し、口内炎が消えて、全身状態がよくなるまで
	ヘルパンギーナ	解熱し、口内炎が消えて、全身状態がよくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により、感染のおそれがないと認められるまで
	ウィルス性胃腸炎 （ノロウィルス、ロタウィルス、 アデノウィルスなど）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	その他（ ）	

※登園停止期間は目安のため、医師により感染のおそれがないと認められた場合、この限りではありません。